

2008

7月

第10号



ウツディとよた

通信

WOODY TOYOTA COMMUNICATION

〈特集〉

第3回通常総代会

●関連記事は2～5号



【発行日】平成20年7月10日

【発行】豊田森林組合

〒444-2424

豊田市足助町横枕3番地1

TEL 0565-61-1616

FAX 0565-61-1617

〈Eメール〉

soumu@woodytoyota.net

〈ホームページ〉

<http://www.woodytoyota.net/>

●表紙／岡崎静香さん(78歳で紹介)

≡ 6月22日、第3回通常総代会が開催 ≡ 全議案を可決

第3回通常総代会が6月22日、豊田森林組合本所(足助町地内)で開催されました。総代会には、総代200人の内、165人の総代(委任状による出席者を含む)が出席しました。

総代会の日程は、組合長のあいさつに続き、旭地区の総代の原田茂男さんを議長に選出。議事録署名者には、足助地区の近藤正美さん、小原藤岡地区の永井克己さんの2人が選任されました。書記には、組合職員2人が原田議長から任命された後、平成19年度事業報告を始め、9件の議案について慎重な審議が行われました。その結果、全議案は、原案のとおり可決、承認されました。

議事終了に続き、総代会に出席した来賓20人のうち8人から当組合に対する期待や激励などのあいさつがありました。



●議案第1号 — 平成19年度事業報告について

市内23地区で森づくり会議が設立 経常利益は6,500万円余(前年比10倍増)

昨年度における主な取り組みと出来事は、次のとおりでした。

- ①市森づくり条例に基づいて策定された「豊田市森づくり基本計画」に盛り込まれた森づくり会議の設立や同会議を主体とする「地域森づくり計画」の樹立に向けて、豊田市と共働して地域説明会の開催などを行ってきました。その結果、今年5月末現在、市内23カ所で「地域森づくり会議」が設立しました。管内全域において同会議が設置されるよう引き続き、各地域への働きかけを行うと同時に、団地化による施業が実施できるよう、地域森づくり計画の策定、認定を目指していきます。
- ②豊田森林組合が誕生して3年目となる昨年8月1日には、県知事から県下初となる「中核組合」の認定を受けました。当組合が中核組合となることで、国、県の森林組合指導方針に沿った各種の事業支援がより受けやすくなることや、組合員一人ひとりが広域合併をより実感するための方策でもありました。
- ③下山地区で開発が進められている「豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業」は、豊田地域の活性化に不

可欠な事業です。このため、当組合においても事業推進に積極的な関わりを持つこととしました。具体的には、昨年10月1日、「豊田森林組合 下山地区開発事務所」を豊田市役所下山支所内に新設しました。県企業庁から受託した物件調査は、同開発事務所において精力的に取り組み、調査は、期限内に完了しました。地権者や組合員の協力、支援に改めて感謝します。

- ④このほかに、昨年7月には、ダウンバーストによって、稲武支所の国産材加工施設(製材機械)などに大きな被害を受けました。また、初めて開催(昨年10月)された「森づくりフェスティバル」への参画、もみじ市祭りの開催(昨年11月)、それに、産業フェスタ(昨年9月)など市内各地で開催された各種イベントに参画し、豊田森林組合の役割を果たしたと思っています。
- ⑤「作業は、安全が第一」との認識で取り組んできましたが、今年2月29日、瀬戸市内で樹木の伐採中、当組合の作業員が死亡する労災事故を起こしました。この事故を契機により一層、全職場において、より安全な作業、安全な職場づくりを目指した取り組みを進めています。
- ⑥こうした取り組みの結果、経常利益は、前年比、10倍増の6,500万円余。当期剰余金は、前年比11倍の5,900万円余となりました。今後、安定した組合経営を構築する上からも、本業となる森林整備において確実な収益を確保するような取り組みを行っていきます。(詳しい決算状況は、損益計算書(表I)を参照下さい)



市内で最初に設立した
羽布地域森づくり会議



組合長あいさつ(要旨)

時流に沿った 組合運営を目指す



あいさつをする中根芳郎組合長

豊田森林組合は、7森林組合の広域合併によって平成17年4月1日、新しく誕生しました。これまでの3年間は、組合組織の一体化を主力に取り組んできましたが、

いよいよ、森林組合の役割である「矢作川中・上流域の森林の健全な育成と管理を行う中核的な担い手となるため、新しい都市型の森林組合、と同時に、自主・自立した森林組合の運営を目指す」ための様々な取り組みを本格的に始動する時が、平成20年度であると認識しています。

幸いにも、森林整備を推進する環境が整いつつあります。その一つが、昨年3月、豊田市において制定された「豊田市森づくり条例」の施行です。また、愛知県においては、「あいち森と緑づくり税」を創設し、来年度から始動する状況にあります。そして、COP10(生物多様性条約の国際会議)や「洞爺湖サミット」の開催。また、豊田市の環境モデル都市を目指す様々な取り組みです。環境を議論する中において、森林整備は、主要テーマとなり、多くの人が山に、森林に関心を持つようになります。

当組合の方向性を明確にして、このような時流にしっかりと乗れるよう、頑張っていきたいと思っています。平成20年度は、その第一歩となるような取り組みにしたいと考えています。当組合の役割、社会的使命がより一層、重要なものとなってきたと、認識しています。組合員の皆様のご理解、ご協力をお願いします。

■剰余金の処分を決める

19年度末処分剰余金は、7,780万円余。この剰余金の処分は、法定準備金が1,600万円、任意積立金が4,000万円、そして、20年度への繰越金として2,180万円余とすることが決まりました。

■損益計算書(表Ⅰ)

平成19年4月1日～平成20年3月31日

(単位:円)

科 目	小 計	合 計
I 事業総損益	円	円
収 益	1,123,969,511	
費 用	718,718,779	
事業総利益		405,250,732
II 事業管理費		
人件費	293,884,172	
旅交通費	9,911,592	
事務費	7,127,395	
業務費	3,754,733	
諸税負担金	14,807,591	
施設費	27,982,042	
雑費	435,364	
事業管理費計		357,902,889
事業利益		47,347,843
III 事業外利益		
事業外収益	33,882,406	
事業外費用	16,113,917	
事業外損益		17,768,489
経常利益		65,116,332
IV 特別損益		
特別利益	421,750	
特別損失	3,624,888	
特別損益		-3,203,138
税引前当期純利益		61,913,194
法人税及び住民税額		-2,639,000
当期剰余金		59,274,194
前期繰越剰余金		18,613,402
当期末処分剰余金		77,887,596

可決、承認された議案

- 議案第1号 平成19年度 事業報告について…2～3頁を参照
- 議案第2号 平成20年度 事業計画について…4頁を参照
- 議案第3号 定款の一部改正について…関係法令の改正で緑資源機構や郵便貯金などの表記を変更します。
- 議案第4号 平成20年度借入金の最高限度額の決定について…事業運営資金は1億2,000万円、農林漁業資金は1,000万円を限度とします。
- 議案第5号 一組合員に対する債務保証の最高限度、平成20年度における債務保証の最高限度額の決定について…一組合員の債務保証限度を500万円とします。
- 議案第6号 平成20年度各種事業手数料、利用料の決定について…5頁を参照
- 議案第7号 平成20年度役員の報酬額の決定について…理事(21人)の報酬は総額で2,500万円、監事(3人)は、総額で100万円とします。
- 議案第8号 平成20年度剰余金の預け入れ先の決定について…あいち豊田農業協同組合を始め、5金融機関とします。
- 議案第9号 総代会決議事項の修正に関する件について

●議案第3号——平成20年度事業計画について

矢作川中上流域の森林整備の中核的な
担い手となる組合運営を目指す

豊田森林組合は、市町村合併と歩調を合わせるように、豊田市と東西加茂郡で活動していた7組合が広域合併を果たし、平成17年4月1日に誕生しました。合併の基本を①対等の新設合併とする②職員は、全員新組合に引き継ぐ③新組合の事務所(本所)は、旧足助町森林組合に置く④新組合は、賦課金を徴収しない⑤新組合の役員は、理事21名以内、監事3名以内とし、任期は3年とする、と同時に、豊田森林組合の将来ビジョンを「矢作川中上流域の森林の健全な育成と管理を行う中核的な担い手となるため、新しい都市型森林組合を目指す」と決めました。

こうした合併の理念を踏まえつつ、新しい時代に備えた森林組合を目指すため、今年度における豊田森林組合の運営方針とその主な取り組みは、次のとおりです。

■豊田森林組合の運営方針(将来ビジョン)

豊田森林組合が目指す組合像(運営方針)は、広域合併の理念そのものである。従って、豊田森林組合は、矢作川中上流域の森林の健全な育成と管理を行う中核的な担い手となるため、新しい都市型の森林組合、と同時に、自主・自立した森林組合の運営を目指します。

■損益計画(表Ⅱ)

平成20年4月1日～平成21年3月31日

(単位:千円)

科 目	小 計	合 計
I 事業総損益	円	円
事業収益	1,100,758	
事業費用	683,707	
事業総利益		417,051
II 事業損益		
人件費	325,000	
旅費・交通費	10,000	
事務費	5,000	
業務費	7,000	
諸税負担金	15,000	
施設費	35,000	
雑費	1,000	
事業管理費計		398,000
事業利益		19,051
III 事業外利益		
事業外収益	5,000	
事業外費用	5,000	
事業外損益		0
経常利益		19,051
IV 特別損益		
特別利益	56,960	
特別損失	59,960	
特別損益		-3,000
税引前当期純利益		16,051
法人税、住民税及び事業税		-7,620
当期剰余金		8,431
前期繰越剰余金		21,887
当期末処分剰余金		30,318



■平成20年度の主な取り組み

- ①自主・自立した森林組合とするため、事業収支のチェック体制の確立(確実な収益の確保)と経営資源の発掘(新たな事業の開発など)、事業量の拡大などを通して健全な経営を目指します。
- ②合併時に宣言した5項目の運営方針を検証しつつ、合併後における豊田森林組合の中期整備計画(平成21年度～25年度)の策定に取り組みます。
- ③豊田市が策定した「森づくり基本計画」の着実な推進と21年度から本格始動する県税「森と緑づくり税」による新しい施策展開に備えます。
- ④次期(平成21年度～23年度)役員(理事、監事、総代、推薦会議構成員、地区推進員、地区連絡員など)の選出が適正、的確に行えるよう、諸準備を整えます。
- ⑤県企業庁が進める「豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業」に引き続き深く関わっていきます。
- ⑥コンプライアンスの徹底と効率的な事業運営を目指すため、計画的に職員研修を実施します。
- ⑦職員の活力と資質の向上を図るため、人事考課制度(目標管理制度の導入)の定着化を進めます。
- ⑧本所と支所の役割分担を明確にし、効率的な事業推進を図っていきます。

以上のような取り組みを行うことで、損益計画(表Ⅱ)では、経常利益が1,900万円余(前年比2.2倍増)、当期剰余金が840万円余(前年比18%増)などを見込みました。森林整備は、森林組合の責務です。放置林の間伐推進と木材の有効活用を図り、組合員への利益還元に努めるとともに、森林の持つ多面的機能を高めるため、様々な事業展開に取り組みます。

●議案第6号——平成20年度各種事業手数料、利用料の決定について

森づくり団地内での造林補助金 取扱手数料は免除(10^{パーセント}→無料)

受託販売手数料など各種事業に伴う手数料と利用料は、表Ⅲのとおりです。手数料・利用料は、昨年度と同率、同額ですが、造林補助金取扱手数料については、次のようになりました。

造林によって森林整備を行う場合、国、県、市からの補助金制度を活用します。この補助金に係る手続きを担当組合が行った時、昨年までは補助金の10^{パーセント}を「造林補助金取扱手数料」として利用者に負担して頂きました。今年度からは、地域森づくり会議が策定した森林施策計画に沿って森林整備した場合に限り、この手数料を免除(無料)することとなりました。

■平成20年度各種事業手数料・利用料(表Ⅲ)

①受託販売手数料	素材販売 その他の林産物	売上高の3%(員外3.6%) 売上高の10%(員外12%)
②受託林産手数料	伐採から販売まで 伐採と販売のみ 搬出と販売のみ 伐採と搬出のみ	売上高の6%(員外7.2%) 売上高の4.5%(員外5.4%) 売上高の4.5%(員外5.4%) 事業費の14%(員外16.8%)
③受託造林事業		事業費の14%(員外16.8%)
④その他受託事業		事業費の14%(員外16.8%)
⑤諸経費	受託林産事業 受託造林事業	伐採・搬出費の10% 労務費の10%
⑥受託購買事業		購買代金の15%
⑦買取購買事業		各項目の標準価格による
⑧金融事業		貸付金額の年0.5%
⑨造林補助金取扱手数料		補助金の10%(ただし森づくり団地内は免除)
⑩各種調査手数料	外業 内業 材積調査 間伐運木調査	13,000円/日 10,000円/日 1㎡当り300円(ただし受託林産の場合は免除) 1箇所当り5,000円 1ha当り20,000円 (ただし受託林産の場合は免除)
⑪各種証明料	山林現況証明 その他の証明	1筆につき1,000円(但し、2筆から1筆100円) 1件につき1,000円
⑫木林センター	販売手数料 はい積料 積込料	販売価格の9% 1㎡当り 900円 1㎡当り 900円(員外利用は20%増し)
⑬加工手数料		1時間当り14,400円(員外利用は20%増し)
⑭モッキー販売手数料		販売価格の20%(員外30%以内)
⑮その他の利用料、手数料は理事会に一任するものとする。		
⑯前記手数料、利用料等については外税方式で5%の消費税を上乗せします。		

地区懇談会を開催

組合運営や森林整備などで 活発な意見交換となった

200人余の組合員が参加



第3回通常総代会に備え6月6日から17日かけて、市内6会場において「地区懇談会」を開催しました。懇談会には、地区推進員や連絡員を中心に220人余の組合員が参加しました。テーマは昨年度の事業報告や今年度の事業計画、各支所の課題、取り組みと市、県からの森林施策の動向などでした。各テーマについて組合役員から説明し、それに沿って参加者からは、質問や多くの意見が寄せられました。主なものは、次のとおりでした。

●主な質疑

- (Q)都市型森林組合とはどのようなことですか？
(A)山主だけでなく、市民全員が山に関心を持ち、出来ることを市民一人ひとりが実践するような、仕組み、働きかけを行う森林組合を目指すものです。
- (Q)県が、このほど新しく進める森林整備と市が進めている森づくり会議との連携は、どうなっていますか？
(A)森林整備(間伐)には、幾つかの助成制度があります。山主にとって有利でわかりやすい制度とするため、現在、県、市双方で話し合っています。
- (Q)作業道を開設するにつき、地主の同意が必要ですが、不在地主の承諾を得るには、相当の苦労があります。不在地主の対応策は…？
(A)作業道は、施業に必要な施設です。不在地主を含めて、地主の同意、承諾は、必要です。森づくり会議を通して、不在地主への働きかけを行ったらどうでしょうか。
- (Q)森づくり会議による森林整備の利点(メリット)には、どんなことがありますか？
(A)森づくり会議内の話し合いで、施業団地を設けます。この場合、9割以上の助成制度が利用できます。また、森林組合からは、施業界に使用する杭を無料で支給します。
- (Q)自力間伐時の補助金額が13,050円～14,220円ですが、この差額の理由を教えてください。
(A)林齢45年生以下の間伐補助金は13,050円、46年生以上は14,220円です。林齢の差が補助金額の差額です。
- (Q)森林の公益的機能、中でもCO₂の吸収を行う森林の整備には、企業も高い関心を持っているので、企業との連携をどのように考えていますか？
(A)県森連、全森連などを通して、企業とのタイアップを検討する必要があります。今後、組合として提案する内容を研究していきます。

支所の紹介

下山支所 豊田市大沼町浜松59-1
電話 90-2124 FAX 90-2322

下山支所の職員

毎日、元気に賑やかに、そして
笑顔がモットー

今回は、下山支所をご紹介します。

まず、下山地区がどの辺にあるかご存知でしょうか？

下山地区は、豊田市内の東南の位置にあります。穏やかな山並みに囲まれるようにして7つの集落が点在している地域です。

私たちの支所は、下山地区の中心部から東に100m程の所にあります。この支所にはもう一つ下山開発事務所という部署もあります。この二つの組織には、職員6人、作業員40人余が在籍しています。元気な作業員さん達と協力し合って様々な営業活動に取り組んでいます。

下山支所の特色は、とにかく営業範囲が広いということです。豊田地区(旧豊田市)はもとより、名古屋市、渥美・知多半島、安城市などのお客様のご要望があればどこへでも出向いてお客様のご要望にお応えしています。また、木材の取扱量が多く、昨年は約6,000立方mを伐採し、市場で販売しました。下山地区の組合員さんの山に対する関心の高さの現れではないでしょうか。

それから、昨春からニュースなどで話題になっ

ている「豊田岡崎地区研究開発施設用地造成事業」に係わる仕事も下山支所が担当しています。

下山支所は、お客様の来ない日は無いと言われるほど、毎日、賑やかなのですが、それには訳があります。山の仕事のほかに、乾燥しいたけを目当てに来所されるお客様も多いということです。

このように下山支所は毎日、元気に賑やかに、そして、笑顔で活動を続けています。この通信を読んでいる組合員の皆さん、何か相談事がありましたら、是非ご一報ください。

下山支所は、親身になって対応させていただきます。
(川合寿人/記)

人気の高い
下山地区産の乾燥しいたけ。

表紙の

人物紹介

今回ご紹介するのは、小峯地域(石野地区)森づくり会議のリーダー(会長)である岡崎静香さんです。エネルギーの要りそうなリーダー役

をあえて買って出たのはなぜか、どんな背景があったかをお聞きしたところ、とても熱心に話してくださいました。一つは、小峯地区は高齢化地帯でおじいちゃん世代は山仕事経験があるけども、若い世代は町外に出ている人が多く、山にほとんど入っておらず、このままでは「自分の山がどこにあるかもしれない時代になってしまう」こと。次には、47豪雨を経験し、水害対策として山の手入れが重要であると認識していたこと。さらに、昔は集落から300mほどは手入れされていた山林が、今は全くされておらず、餌を求めて獣達が集落に出てくるようになってしまったこと。そのような背景があり、「鳥獣害対策と災害対策は山の手入れから」と手入れ不足になっている山の手入れをすることがこの地域の緊急な課題だということを常々思っていたそうです。そんな中、豊田市では昨年(2019年)から地域ごとに複数の所有者が合意して5~50haの「森づくり団地」を作って施業すると手厚い補助が受けられる制度を設け、説明会を各地で開催していました。それを知った岡崎さんは、こんなチャンスはまたと無いと早速行

動を起こし、地域住民に積極的に声をかけ、まずは説明会に足を運んでもらいました。説明会だけではうんと言わなかった人も、杭が入れられることにより境界が明確になり、高齢者にとって安心感が生まれること、山の調査は無料で現状が明確になること、多額の費用がかかる山の手入れも行政からの補助金により山主の負担が大幅に削減されること、鳥獣害も減少するであろうこと、など団地化のメリットをわかりやすく個人的にじっくり話すことで、最終的には近隣の森林所有者11名が同意し、森づくり会議が立ち上がることとなりました。現在は、施業界の杭を入れているところで、これから施業計画を考え実際の手入れにつなげていくこととなります。ただ、農業と林業はセットだし、山全体をどうするかをこれからみんなで考えていかなきゃとも。岡崎さんの辞書には「キコリを殺すは、人類を殺すに等しい」という格言があります。少し先には村おこし、もっと先には地球環境とその日は、とても遠くまで見通しているようです。でも、やっていることは…まずは近所のおばあちゃんとじっくり話すこと。要はおせっかいおばちゃんなんだわっと豪快に笑う岡崎さん。今の時代にあってこそ、こんなおせっかいおばちゃんが必要なかもしれません。

(中尾真季/記)

「キコリを殺すは、人類を殺すに等しい」

●小峯地域森づくり会議のリーダー(会長)

岡崎 静香 さん(小峯町在住)



森林学校ニュース

素人山主森林経営講座

5月10日から全9回講座で、森林のしくみや原木きのこづくり、間伐体験、持ち山見学会など森林経営全般について学びます。とよた森林学校が始まって以来おなじみの講座ですが、今年度は現在15名が受講しています。現在数回を終え、これからますます山主らしい内容になってきます。秋までじっくり学びましょう!



森林セミナー

4月27日から4回シリーズで森林の自然から始まり、内容盛りだくさんな講座でした。第2回では、航空写真を使った森林の見方を学び、地上からとは違った姿に目からウロコでした。第4回では市内の天然林、手入れされた人工林とされていない人工林を見学し、間伐の必要性を改めて感じる事ができました。



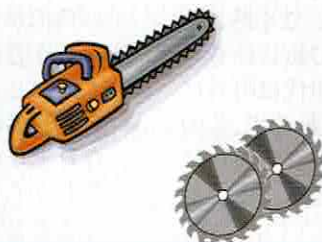
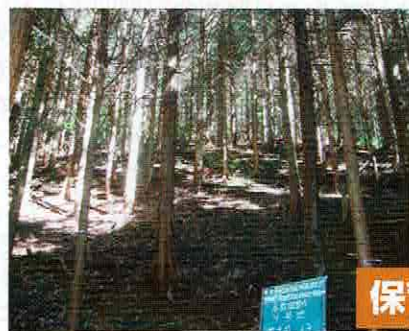
矢作川源流の山を歩こう

5月8日から3回シリーズで矢作川源流の山々を樹木や草花、鳥などを観察しながら歩きました。第1回は猿投山、2回は茶臼山、3回は大川入山と回を重ねるとともに標高があがり、標高によって生えている樹木が違うことを実感できました。体力的にややきつところもありましたが、皆さん気合十分で無事楽しく登山できました。



山の手入れをしよう

自力施業にも補助金があります



保育作業で健全な森林に!!



豊田市内のスギとヒノキの人工林は約3万㍍ありますが、そのうち間伐手遅れ状態にある人工林は約2万㍍と推測されています。間伐手遅れとなった人工林の多くは、私有林が占めています。この現状を改善するため、国、県、市、矢作川水源基金においては、間伐促進のためにいろいろな補助制度が用意されています。

間伐だけではなく、ほとんどの作業に補助金が支給されますので、豊田森林組合までお問合せください。
(鈴木実句/記)

●自分で作業をした場合

1カ所の作業地につき0.05㍍(5畝)以上の作業面積があれば補助を受けることができます。

※補助金を希望される人は、作業前に一度森林組合へご相談ください。

■自力施業の補助対象となる山林・作業

作業種類	対象面積	林齢	備考
植 栽	0.05ha (5畝)以上	1	スギ・ヒノキ・ツツノギ・コナラ・ケヤキを200以上
下刈り		1~10	原則全刈り・補助受付は9月30日まで
除 伐		11~15	伐採率10%以上
枝打ち		16~25	1回の打ち高は2m以上
間伐(利用・切妻)		11~60	伐採率30%以上
搬出路開設		—	幅員2.5m以内の搬出路

●組合へ作業を委託した場合

特殊伐採(松、雑木などの支障木伐採など)を除いた山林作業(地拵え、植林、下刈り、間伐など)に補助金が支給されます。

間伐については、あらかじめ間伐事業費から補助金を差し引いた精算方法をとりますので、所有者のご負担が軽減されます。

●自力間伐を行う山主さんへ

間伐技術のアップをねらいに「自力山主 間伐講座」を9月25日(木)から29日(月)までの5日間、開講します。募集は、7月25日から。参加費は5,000円です。※希望者はとよた森林学校(豊田森林組合 ☎61-1618)へお申し込み下さい。



地区懇談会において、ある組合員から次のような意見があった。「県がこのほど新しい税金(森と緑づくり税)を設けて、森林整備を促進しようとのこと。大変、結構なこと。しかし、豊田市においては、既に、森づくり会議による森林整備がスタートした。私も会議のメンバーとして団地化のために関係者との話し合いを行っている。県と市では、仕組みが少し異なっているようである。山主、地権者が利用しやすく、手戻りのないよう、関係者による話し合いをしっかりと行って欲しい」。全く同感である。市、県に加えて、このほど、国においても「間伐、待ったなし」のスローガンの元、間伐促進法(森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法)が施行された。行政による三つ巴で現場での混乱だけは、避けて欲しい。三者に加えて森林組合など林業事業者、それに市民が参画する中で、森林の荒廃に歯止めをかけ、美しい森づくりをみんなの力で実現したいものだ。(伊藤喜代司/記)

お願い

豊田森林組合の組合員の皆さんで、住所の変更や相続などで土地所有者名義等に変更があった場合には、変更届けを90日以内に提出して下さい。お願いします。

【お問合せ/提出先】
豊田森林組合総務課

〒444-2424
豊田市足助町横枕3番地1
TEL 0565-61-1616
FAX 0565-61-1617

